

# 「山岳遭難事故防止のために」

全国山岳遭難対策協議会

令和6年7月12日

## 登山者は山岳遭難事故防止のために次のことに取り組む

- ・登山は、目的とする山をよく理解することからはじまり、地図を基本にガイドブックや現地等から事前に登山道の状況、積雪量や雪崩の危険性、山小屋の営業期間等、山城の情報を入念に調べ、パーティー全員がその山を良く理解するとともに、体力と経験に応じた無理のない登山計画を立てること。
- ・登山計画書を家族や職場、山岳会のメンバー等に事前に知らせるとともに、登山届の提出が義務化されている山城では各都道府県の提出先や登山口の登山届ポスト等に必ず提出すること。
- ・単独登山はやめて仲間と登り、ツェルトや救急用品、非常食を必ず携行して、ゆとりある行動を心がけて、安全に登山を行うこと。
- ・山の事故は自己責任であり、必ず山岳保険に加入すること。
- ・危急時に確実に連絡を取れる手段を確保するために、無線機、携帯電話等の通信機器、必要に応じて予備バッテリーを準備するとともに、山城の通信エリアを事前に確認しておくこと。
- ・登山の出発前に、山城の最新の気象情報・火山情報等を入手して、現地の状況を把握すること。
- ・登山中は常にパーティー全員の体調や疲労に注意を払い、コースの状況・気象条件・時間設定等に応じ、予め検討しておいたプランBを実行するなど冷静な判断により、山岳遭難事故を絶対に起こさない心構えで行動すること。

## 関係者は山岳遭難事故防止に向けて次のことに努める

- ・登山計画書の作成と登山届の提出を奨励し、計画的で安全な登山の普及に努めること。
- ・登山道、道標、トイレなどの整備とその適切な管理に努めること。
- ・今後、設置する道標及び案内標示の様式、表記方法等について、可能な限り統一に努めること。
- ・詳細な山岳情報、気象情報、火山情報等の提供に努めること。
- ・中高年登山者やツアー登山参加者、外国人登山者の安全確保に努めること。
- ・遭難救助活動に従事する者は自分の命、仲間の命、遭難者の命、3つの命を守ること。